**保健・医療**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 内　　　容 | お問い合わせ  申し込み |
| 重度  障がい者  医療 | 重度の障がい者が医療を受けた場合、健康保険や更生医療（育成医療）の自己負担分を公費で負担する制度です。  【対象者】  ３歳以上で次のいずれかに該当する人  ●身体障害者手帳１、２級の人  ●療育手帳Ａの人  ●身体障害者手帳３級かつ療育手帳Ｂ１の人  ●精神障害者保健福祉手帳1級の人  ※　65歳以上の人は後期高齢者医療に加入していただく必要があります。  ※　一定の所得制限があります。  【医療費の助成範囲】  １医療機関ごとに本人負担があります。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 高校生世代以上 | 通院 | 1月当たり500円 | | 入院 | 一般 1日当たり500円  （1月あたり 最大10,000円） | | 低所得 1日当たり300円  （1月あたり 最大6,000円）  ※区分オ、低所得、区分Ⅰ・Ⅱのマイナ保険証や限度額認定証などを提示する必要があります。 | | 中学生 | 通院 | 1月当たり500円 | | 入院 | 自己負担なし | | ３歳から  小学生まで | 通院  入院 | 自己負担なし |   ※　薬局での本人負担はありません。  ※　入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額、保険診療以外の医療費（室料差額、薬の容器代、保険治療できない歯科治療など）は助成の対象になりません。 | 筑紫野市国保年金課  医療年金担当  筑紫野市石崎  1-1-1  ☎ 923-1111 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 内　　　容 | お問い合わせ  申し込み |
| ひとり親  家庭等  医療 | 『ひとり親家庭等医療証』を交付して保険診療による医療費の自己負担分を助成します。  【対象者】  ①ひとり親家庭の母および父  18歳未満の児童を扶養している人で、  次のいずれかに該当する人  ●配偶者が死亡し、現に婚姻をしていない人  ●配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない人  ●配偶者の生死が1年以上明らかでない人  ●配偶者が海外にありその扶養を受けることができない人  ●配偶者が精神または身体の障がいにより労働能力を失っている人  ●婚姻によらないで母または父となり、児童を養育している人  ●配偶者から1年以上遺棄されている人  ●配偶者が法定により1年以上拘禁されている人  ②ひとり親家庭の児童（6歳～18歳未満）  ③父母のいない児童（6歳～18歳未満）  ※　対象となる条件がありますので、詳細はご確認ください。  ※　一定の所得制限があります。  【医療費の助成範囲】  １医療機関ごとに本人負担があります   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 高校生世代以上 | 通院 | 1月当たり800円（上限） | | 入院 | 一般 1日当たり500円（月７日上限） | | 中学生 | 通院 | 1月当たり800円（上限） | | 入院 | 自己負担なし | | 小学生まで | 通院  入院 | 自己負担なし |   ※　薬局での本人負担はありません  ※　入院時の食事代、保険診療以外の医療費は対象外 | 筑紫野市  国保年金課  医療年金担当  筑紫野市石崎1-1-1  ☎923-1111 |
| 後期  高齢者  医療 | 後期高齢者医療制度は通常、75歳の誕生日当日から適用されますが、下記に該当する人は、65歳よりその適用となります。  ※　対象となる人には、市から通知します。  【対象者】  ●身体障害者手帳１級～３級の人  ●身体障害者手帳４級の一部の人  ●療育手帳Ａの人  ●精神障害者保健福祉手帳の１級、２級の人  ●公的年金制度で１級、２級の年金を受給している人（年金証書により障がいの程度を確認します） | 筑紫野市  国保年金課  医療年金担当  筑紫野市石崎1-1-1  ☎923-1111 |
| 未熟児の  養育医療  の給付 | 入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定した医療機関における医療費の自己負担分について公費助成する制度です。  ※　保険適用以外の衣類代、おむつ代等は保護者負担となります。  ※　各種医療保険の適用がある場合には、医療保険各法が優先して適用されるので、その給付の残額（自己負担分）について、養育医療を給付します。  ※　医療の給付が必要になった日から30日以内に申請手続きをする必要があります。  【対象者】  医師が入院加療を認めた児であって次のいずれかに該当する児  ●出生時体重が2,000グラム以下の児 ●生活力が特に薄弱であって市が定める症状を有する児 | 筑紫野市  こども家庭課  こども健康担当  筑紫野市石崎1-1-1  ☎923-111５ |
| 医療機関の  訪問看護 | 医療機関または訪問看護ステーションの看護師が本人、家族と話し合いながら、かかりつけの医師の指示のもとに看護計画を立て、すすめていきます。  具体的には全身状態の観察、日常生活の援助、在宅リハビリテーションの指導、家族への介護指導等を行います。 | 医療機関または訪問看護ステーション |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 内　　　容 | お問い合わせ  申し込み |
| 結核児童の  療育の給付 | 結核にかかっている児童が指定医療機関に入院したときは、治療費を公費で負担するとともに日用品、学用品が支給される制度です。ただし、健康保険の自己負担の範囲内で、家族の収入に応じて一部自己負担があります。 | 筑紫保健福祉環境事務所  健康増進課健康増進係  大野城市白木原3-5-25  ☎ 513-5583  Ｆax 513-5598 |
| 小児慢性特定疾病医療費  助成制度 | 小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満の児童の治療に対し、「医療機関での窓口負担の軽減」を行うものです。これは県と契約を結んだ医療機関で行われ、期間は原則1年以内です。  ※　引き続き治療が必要と認められる場合は20歳まで延長されることがあります。  【対象疾患】  悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢  性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患、成長ホルモン治療 |
| 特定医療費  （指定難病）  助成制度 | 発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病で長期の療養を必要とする難病のうち、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対する医療費助成制度です。 |